

沼田市農産物ブランド化支援事業費補助金

【令和8年度予算額 50万円】

沼田市におけるブランド農産物の振興を図るため、ぬまたブランド農産物の生産者若しくは市内農業者が組織する団体が行う、農産物のブランド化及び6次産業化の事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

対象者・交付率等

事業主体

- ① 次のいずれかに該当する者であること。
ア ぬまたブランド農産物認証者、イ 市内農業者が組織する団体
- ② 市税を完納していること。
- ③ 沼田市暴力団排除条例（平成24年条例第21号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員等のいずれにも該当していないこと。

補助上限額

10万円（補助対象事業費（税抜き）の2分の1以内または3分の1以内）
※補助金額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

事業の種類

1 商品力向上事業

自ら生産した農産物及び農産加工品の商品力向上のための新規パッケージやPRパンフレット開発

ただし、同一商品のパッケージ及びパンフレットの年度内実施は併せて一申請とする。
※汎用性の高いものは対象外とします。

2 新商品開発支援事業

自ら生産した農産物を主原料として活用する農産加工品の開発。

使用する農産物については、自己生産農産物と外部調達農産物に区分し、自己生産農産物の使用割合が全体の農産物使用量の50%以上であることを原則とする。ただし、加工品の特性上これにより難しい場合は、商品設計において自己生産農産物が主たる構成要素であることを合理的に説明できること。

3 新商品販売支援事業

ぬまたブランド農産物認証者が新たに販売する加工品に対して、栄養成分表示を表示するための検査

ただし、ぬまたブランド農産物認証制度実施要綱の規定による申請の要件を満たした商品であり、今後ぬまたブランド農産物の認証申請をする意思があるものに限る。（その対象品の主原材料となる農産物等が認証を受けている場合は除く。）

4 販路開拓支援事業

ぬまたブランド農産物認証者が自ら生産した農産物及び農産物加工品の新たな販路を開拓するため、沼田市外で開催される展示会等への出展。

ただし、以下に定めるもののお場合には対象外とする。
・販売することを目的としているイベントへの出店
・品評会等を趣旨とした催事への出店
・沼田市が主催するイベントへの出店
・展示会等を行う商品がぬまたブランド農産物認証品以外のもののみの場合

採択の基準

採択の優先度

公平な採択を行うため、事業の種類などを基準に順位付けを行う。
採択順位は①→②→③→④の順とする。

- ① 商品力向上事業
－ 加点条件有り・無し
- ② 販路開拓支援事業
- ③ 新商品開発支援事業
- ④ 新商品販売支援事業

同一事業内では、以下のポイントの高い順に採択。
同ポイントの場合は、事業費の小さい順に採択。

【補助金活用年】	
ア活用年なし	4ポイント
イ活用3年以内	3ポイント
ウ活用2年以内	2ポイント
エ活用1年以内	1ポイント

商品力向上事業における加点条件：
ぬまたブランドに認証されていることがわかるものについては採択の優先度が高くなります。

（例）

- ・認証者・認証品であることの記載
- ・ブランドマークの掲載
- ・認証品紹介ページ（グッと、沼田そだちHP内）
または取材ページ（Farmer's Voice HP内）のURLやQRコードの掲載



【お問い合わせ先】

沼田市農産物ブランド化及び6次産業化推進協議会（0278-23-2111）